

2022 年 6 月 30 日

「LT 会」会報第 22-9 号（総 234 号）

LT グループ

中国における外国人の就労等に関する新たな政策動向

2022 年 6 月、中国国内における新型コロナウイルス感染症対策の一部緩和に伴い、外国人の就労や入国後の隔離などの管理措置も調整された。本会報では、それらに関するいくつかの基本情報を以下の通りとりまとめた。ご参考に資していただきたい。

一、入国招聘状の免除

1. 中国で就業する外国人及びその外国籍家族については、入国招聘状の申請が不要となり、『外国人工作許可通知』及び親族関係証明等の資料をもって直接、中国ビザ申請サービスセンターを通して中国大使館・領事館にビザを申請することができる。

2. 調整前後の外国人の中国への証明書申請の手順は以下の通りである。

手順	手続き所在国	調整前	調整後
1	中国	『外国人工作許可通知』の申請	『外国人工作許可通知』の申請
2	中国	入国招聘状の申請	<u>不要</u>
3	海外	就労類査証（Z ビザ）の申請	就労類査証（Z ビザ）の申請
4	中国	中国入国後隔離	中国入国後隔離
5	中国	健康診断	健康診断
6	中国	個人事務査証（S2 ビザ）の申請	<u>不要（一部の地域）</u>
7	中国	『外国人工作許可証』の申請	『外国人工作許可証』の申請
8	中国	就労類居留許可証の申請	就労類居留許可証の申請

備考：中国では地域ごとに隔離政策や出入国管理局の要求が異なるため、一部の地域では『外国人工作許可証』を取得する前に出入国管理局で個人事務査証（S2 ビザ）を申請することが必要になる。

二、中国入国後の隔離に関する最新情報

2022年6月28日付、中国国務院（中央政府）による『新型コロナ肺炎に対する防止・制御方案（第九版）』が公表され、中国入国後の隔離期間は「7日間の集中隔离+3日間の自宅隔離」に短縮された。ただし、地域によって新型コロナの感染状況などが異なるため、各地での隔離政策の調整には時間を要するのが現状である。2022年6月30日朝現在、関係当局に確認したところ、中国の主要地域における入国後の隔離政策は以下の通りとなっている。

地域	隔離政策
上海市	7日間の集中隔离+3日間の自宅隔離
北京市	7日間の集中隔离+7日間の自宅隔離
江蘇省	7日間の集中隔离+7日間の自宅隔離
浙江省	7日間の集中隔离+3日間の自宅隔離
広東省	14日間の集中隔离+7日間の自宅隔離+7日間の健康観察

備考：各地における新型コロナの実際の感染状況により、上表に示される隔離政策が常に変更される可能性がある。

三、ロックダウン下の居留許可期限切れに対する上海市の対応策

上海市では、2022年4月から5月にかけて新型コロナの感染対策のロックダウンが実施されていたため、一部の外国人が居留許可の延期手続きを行うことができなかった。それに対し、上海市出入国管理局では、期限切れとなった居留許可を7月31日まで引き続き有効としている。ただし、7月31日までに必ず延期申請を提出するよう求めている。現時点の上海市出入国管理局の要求によれば、延期申請を行うにあたっては、「随申弁市民雲」というアプリでオンライン予約の取得が必要（2週間前から予約可能）であり、予約することで上海市出入国管理局の手続きが行えるようになる。

以 上